

覚 書

■■■■■（以下甲という）と■■■■■（以下乙という）は、末尾記載の甲乙境界線上に存する甲の越境物の取扱について、下記の通り覚書を締結する。
よって、これを証するため本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

記

第1条

甲と乙は、現地において甲所有の『板柵の一部』が乙所有地に越境していることを確認する。

第2条

甲は将来、甲所有建物の解体、建替え等を行う際は、当該越境物について自己の責任と負担において撤去するものとし、乙は承諾する。

第3条

前条の時までに、乙の土地利用において当該越境物が支障となった場合、乙は甲に対し事前に通知のうえ、乙の責任と負担において当該越境物を撤去することを甲は承諾する。

第4条

甲は、当該越境物が占有している部分の土地に対して一切の権利の主張をしないものとする。
また、乙は、甲の越境物が自己所有地を占有していることについて、甲へ損害金、公租公課等の請求をしないものとする。

第5条

甲及び乙は、各々の不動産を第三者に所有権移転または地上権・賃借権その他権利を設定した場合、本覚書に定める合意事項を当該第三者に承継させるものとする。

第6条

本覚書に定めなき事項については、甲乙誠意をもってこれを処理解決するものとする。

以 上

【物件の表示】

甲所有地 伊丹市桑津二丁目353番

乙所有地 伊丹市桑津二丁目354番1、354番2

令和 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

(甲) 住 所

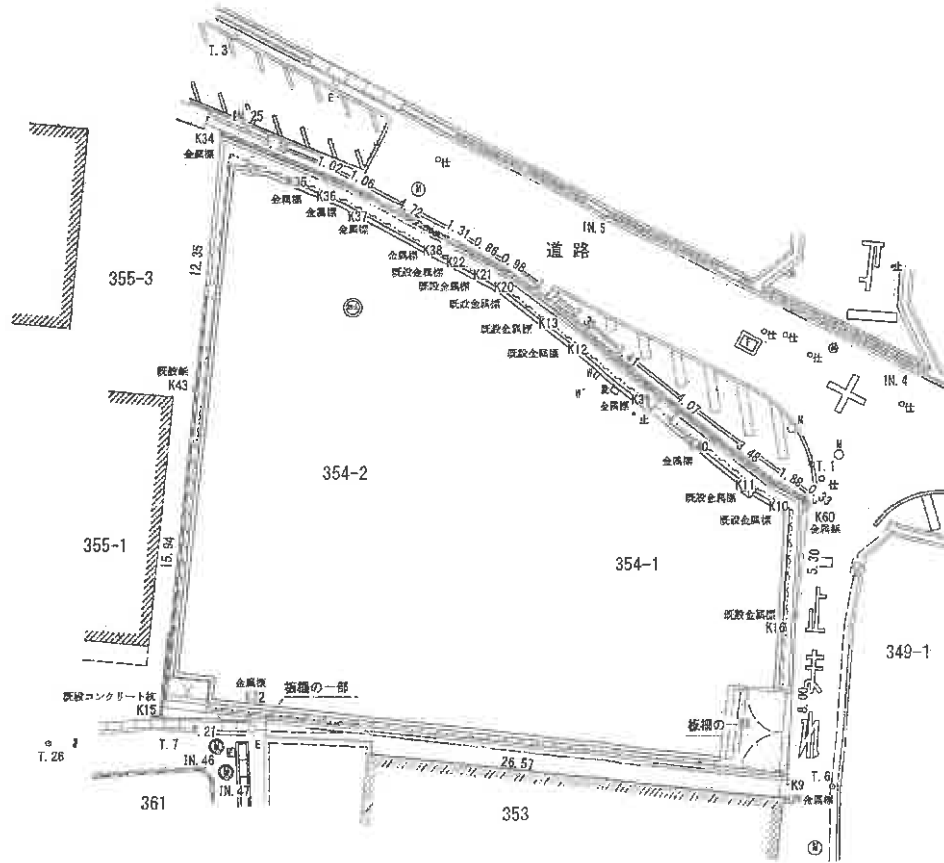
氏 名

(乙) 住 所

氏 名



凡 例
記 号 : 甲内所有の地権



越境確認平面図

伊丹市桑津二丁目354番1、354番2

SCALE

1 : 250

